改正後	改正前
様式第37（第53条関係） ［略］ 殿 ［略］	**様式第37**（第53条関係） ［略］ 都道府県知事　殿 ［略］
様式第38（第53条の２関係） ［略］ 都道府県知事 印 指定都市の長 殿 備考　1　［略］ 2　×印の項は記載しないこと。 3　［　］内は該当する一機関名を記載すればよい。 4　［略］	**様式第38**（第53条の２関係） ［略］ 都道府県知事　　印 産業保安監督部長　殿 備考　1　［略］ 2　×印の項は記載しないこと。 3　［略］
様式第39（第53条の２関係） ［略］ 都道府県知事 印 指定都市の長 殿 備考　1　［略］ 2　×印の項は記載しないこと。 3　［　］内は該当する一機関名を記載すればよい。 4　［略］	**様式第39**（第53条の２関係） ［略］ 都道府県知事　　印 産業保安監督部長　殿 備考　1　［略］ 2　×印の項は記載しないこと。 3　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国際相互承認に係る容器保安規則の一部改正）

第六条　国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十四条　法第四十八条第五項の許可を受けようとする者は、様式第一の特別充塡許可申請書に事由を具した書面を添えて、充塡する事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器に係るものについては、充塡をする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあっては、指定都市の長））に提出しなければならない。	**第十四条**　法第四十八条第五項の許可を受けようとする者は、様式第一の特別充塡許可申請書に事由を具した書面を添えて、充塡する事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長（内容積が五百リットル以下の容器に係るものについては、充塡をする事業所の所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。
様式第１（第14条関係） ［略］ 殿 ［略］	**様式第１**（第14条関係） ［略］ 産業保安監督部長 殿 （都道府県知事） ［略］